

## 統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

- 平成 16 年度に評価結果を取りまとめた「経済協力（政府開発援助）に関する政策評価」、「検査検定制度に関する政策評価」、「湖沼の水環境の保全に関する政策評価」及び「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりです。
- また、平成 15 年度に評価結果を取りまとめた「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」についての 16 年度までに行われた措置及びその後の状況は下記イのとおりです。
- この内容については、平成 18 年 6 月 9 日に国会へ報告しています。

### ア 評価の結果の政策への反映状況（その①）

- 経済協力（政府開発援助）に関する政策評価（総合性確保評価）  
（平成 16 年 4 月 2 日公表）

【関係行政機関】内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点</p> <p>「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点に加え、政府開発援助（ODA）の特性に応じたものとされている「効果の持続性（自立発展性）」の観点から、13 府省が所掌する ODA について、一括して、全体として評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>① 日本の ODA について、各種意見等や既往の評価結果等を全体的に概観した結果では、一定の評価が得られている。</p> <p>しかし、限られた援助資源（予算・人員）を有効に利用し、成果重視の ODA の実現を図るためには、ODA 事業の特性や事情等に応じ、次のような援助手法等に積極的に取り組むことが重要</p> <p>i) 包括的・一体的な事業の実施のための案件形成段階から追加支援に至るまでの各援助形態（有償資金協力、無償資金協力、技術協力等）間・各府省間の連携・調整</p> <p>ii) 他の援助国・国際機関等との連携・調整</p> <p>iii) NGO 等の民間援助団体との連携、南南協力支援の強化等被援助国との連携</p>	

iv) 在外公館や援助実施機関現地事務所などの現地機関及び援助実施機関の機能・役割の強化

v) 事業計画変更や迅速な追加支援等、援助の仕組み・手続の柔軟性・弾力性の確保

② また、援助効果の発現とその効果の持続性（自立発展性）を確保するためには、各府省及び実施機関による評価の結果に基づく教訓・課題をODAの政策立案や実施過程に反映（フィードバック）させることが重要

## ○ 意見

① 各府省において、ODA事業の特性や事情等に応じ、次のような援助手法等に積極的に取り組み、総合性を確保しつつ、ODAを実施していくことが必要

i) 包括的・一体的な事業の実施のための案件形成段階から追加支援に至るまでの各援助形態（有償資金協力、無償資金協力、技術協力等）間・各府省間の連携・調整

ii) 他の援助国・国際機関等との連携・調整

関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。

① 援助資源を有効に利用し、成果重視のODAの実現を図るため、次のような取組を実施している。

i) 各援助形態間・各府省間の連携・調整については、

a) 政府開発援助関係省庁連絡協議会の活用等を通じた、主要な被援助国ごとの我が国ODA全体の方針である国別援助計画の策定の推進（別紙1（注1）参照）

b) 上記協議会など様々なレベルでの関係府省間の各種会議の活用等を通じた情報の共有化。特に、13府省が実施している技術協力について、実施後の情報のみならず、実施予定の案件に関する情報の共有化

c) 国別援助計画を具体的な援助につなげるためのプログラム型案件形成（異なる援助形態を有機的に連携する取組）の仕組みの導入などにより、その促進を図っている。

ii) 他の援助国・国際機関等との連携・調整については、

a) 政府開発援助に関する中期政策（平成17年2月4日閣議報告。以下「ODA中期政策」という。）を受けて、国際機関や他の援助国を始めとする現地援助コミュニティとの連携を強化するための在外公館や援助実施機関の現地事務所などの現地機関の機能強化

b) 国際機関や他の援助国と政策対話を一層積極的に行い、我が国の援助方針を他の援助国・国際機関との間で共有することによる主要援助国間の政策協調の推進

などにより、その促進を図っている（別紙1（注2）参照）。

<p>iii) NGO等の民間援助団体との連携、南南協力支援の強化等被援助国との連携</p> <p>iv) 在外公館や援助実施機関現地事務所などの現地機関及び援助実施機関の機能・役割の強化</p> <p>v) 事業計画変更や迅速な追加支援等、援助の仕組み・手続の柔軟性・弾力性の確保</p> <p>② 評価結果の教訓・課題をODAの政策立案や実施過程に反映（フィードバック）させるための機能のより一層の充実・強化を図ることが必要</p>	<p>iii) NGO等民間援助団体との連携については、</p> <p>a) ODA中期政策において、「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチとして、人々に確実に届く援助を目指すためにNGO等と連携と調整を図ることを明記</p> <p>b) NGO関連予算の拡充(日本NGO支援無償予算を平成17年度28.5億円に、草の根技術協力予算を17年度19.5億円に増額。別紙1(注3)参照)</p> <p>などにより、その促進を図っている。</p> <p>また、被援助国との連携については、第三国研修、第三国専門家派遣などの南南協力支援の更なる推進により、その促進を図っている(別紙1(注4)参照)。</p> <p>iv) 現地機関等の機能・役割の強化については、</p> <p>a) ODA中期政策に基づき、現地において援助政策の立案・検討や援助対象候補案件の形成・選定等について具体的な取組を実施(別紙1(注5)参照)</p> <p>b) 在外公館と援助実施機関の現地事務所等で構成される「現地ODAタスクフォース」の設置(平成18年3月までに69か国に設置:別紙1(注6)参照)</p> <p>などにより、その推進を図っている。</p> <p>v) 援助の手続等の柔軟性・弾力性の確保については、モニタリングや中間・事後評価の実施又は強化を図り、必要に応じ、目標の修正、追加支援、具体的な改善策の提案等、各援助形態において工夫をして柔軟なフォローアップ措置を実施している(別紙1(注7)参照)。</p> <p>② 各府省等が自らの評価結果を政策立案や実施過程に反映させる機能の充実・強化のため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について」(平成17年6月21日閣議決定)で評価の結果をODA政策の企画・実施に反映させるサイクルの確立について定められたことをも踏まえ、我が国ODAのPDCAサイクル(企画(Plan)、実施(Do)、チェック(Check)及び反映(Act)をつなげるサイクル)の確立のために具体的な措置を採ることとしている(別紙1(注8)参照)。</p>
--	---

○ 検査検定制度に関する政策評価（統一性確保評価）

（平成 16 年 4 月 2 日公表）

【関係行政機関】 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省  
環境省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 検査検定制度について、政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、統一的に評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>① 検査検定 126 制度について、コスト分析の手法を用いて、検査検定制度の受検及び実施に係る直接的な経費について、把握し、どのような制度改変がコスト、選択範囲等にごのような変化を与えるか分析を行い、影響の変化の実態を整理</p> <p>② 制度改変のうち、累次の閣議決定に挙げられた検査検定制度に係る規制改革に基づく措置が、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を小さくする上で有効</p> <p>○ 意見 関係各省は、今回の総務省による評価結果及び評価において用いたコスト分析の手法を最大限活用して、検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握を行い、これを通じ、それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提としつつ、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を更に推進する必要がある。</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている（別紙 2 参照）。</p> <p>評価した 7 省の検査検定 126 制度のうち、既に廃止されたもの又は廃止が予定されているものが 3 省の 3 制度ある。</p> <p>残る 7 省の 123 制度について、関係各省の検査検定所管部局等は、</p> <p>① コストの低減や選択範囲の拡大等に結びつき得る制度の改変を実施している（7 省の 22 制度）。</p> <p>② 制度の改変はないが、総務省が評価において用いたコスト分析手法を活用するなどして、次のとおり、コスト分析に取り組んでいる又は取り組むこととしている（7 省の 101 制度）。</p> <p>i) 検査検定制度のコストについて分析を実施（一部のコストを把握しているものを含む。また、平成 16 年 4 月の意見通知以前にコスト分析を行ったものを含む。）（7 省の 46 制度）</p> <p>ii) 現在までのところ、コスト分析を実施していないが、今後コスト分析を実施（4 省の 49 制度）</p> <p>iii) 既に自己確認化・自主保安化しているなどコストや負担の軽減に取り組んでおり、更なる規制改革のための制度の改変が直ちに見込み難</p>

	いこと等から、制度の運用状況を踏まえ、制度の見直しの検討を行う中でコスト分析を実施（2省の6制度）
--	---

○ 湖沼の水環境の保全に関する政策評価（総合性確保評価）

（平成16年8月3日公表）

【関係行政機関】農林水産省、国土交通省、環境省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点</p> <p>湖沼水質保全政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>これまでの湖沼水質保全政策に係る各種施策の推進に伴い、湖沼の流域から排出される汚濁負荷量は削減され、水質汚濁の進行を抑制し、一部湖沼では水質の改善が見られるなど一定程度の効果は認められる。</p> <p>しかし、湖沼水質保全特別措置法の施行から20年、また、各指定湖沼の指定から相当期間が経過しているにもかかわらず、政策目標である水質環境基準や湖沼水質保全計画の水質目標は大半の湖沼において未達成であるなど、湖沼の水質に顕著な改善はみられず、総体として、期待される効果が発現しているとは認められない。</p> <p>○ 意見</p> <p>関係行政機関においては、調査の過程で把握された次の課題について十分配慮し、今後の湖沼水質保全政策の推進を図ることが必要</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>評価結果を踏まえ、平成16年10月に環境大臣から中央環境審議会に「湖沼環境保全制度の在り方について」諮問し、平成17年1月に答申がなされた。これを踏まえ、湖沼水質の改善に向けた施策を拡充するため、湖沼水質保全特別措置法が改正（平成18年4月1日施行。以下「改正湖沼法」という。）された。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 非特定汚染源（注）から流出する汚濁負荷への対策が必要な地域を流出水対策地区として指定する制度の新設</li> <li>ii) これまで適用を除外してきた既設事業場に対する負荷量規制の適用</li> <li>iii) 湖沼の水質の改善に資する植生を保護するための地域を湖辺環境保護地区として指定する制度の新設 等</li> </ul> <p>また、改正湖沼法に基づき、湖沼水質保全基本方針を変更（平成18年1月24日閣議決定。以下「変更基本方針」という。）するとともに、改正湖沼法に関する政令及び省令の改正を行った。</p> <p>（注）「非特定汚染源」とは、汚濁負荷の排出地点が特定できる工場、事業場等とは異なり、排出地点が特定しにくい農地、市街地等をいう。</p> <p>個別の課題に対する意見の政策への反映状況は次のとおりである。</p>

<p>① 水質汚濁の機構の解明及び各種発生源からの汚濁負荷の的確な把握の推進を図ること。</p> <p>② 湖沼水質保全計画の適切な策定及び同計画に基づく各種施策の着実な実施の推進を図ること。</p> <p>③ 各種施策の推進に当たって、</p> <p>i) 有効な非特定汚染源対策の検討及び着実な実施の推進を図ること。</p>	<p>① 水質汚濁の機構の解明及び各種発生源からの汚濁負荷の的確な把握</p> <p>環境省は、湖沼の水質保全の課題を総括し、整理を行うための調査を実施するとともに、これを踏まえ、水質汚濁の機構の解明に資する調査（湖沼水の全有機態炭素並びに各態の窒素及びりんの把握のための調査（平成 17 年度から実施）等）、各種発生源からの汚濁負荷の的確な把握に資する調査（非特定汚染源の汚濁負荷発生原単位の精査のための調査（平成 15 年度から実施）等）を行っている。また、各調査結果等については、指定湖沼を有する府県等に提供し、湖沼水質保全施策の実施に活用を図ることとした。</p> <p>② 湖沼水質保全計画の見直し及び同計画に基づく各種施策の着実な実施</p> <p>i) 改正湖沼法において、非特定汚染源から流出する汚濁負荷の削減を図るための流出水対策地区に係る流出水対策推進計画を湖沼水質保全計画の中に定めることとした。</p> <p>ii) 改正湖沼法において、都道府県知事は、従来 5 年間に定められていた湖沼水質保全計画の計画期間を各湖沼の状況に応じて適切に定めることができることとするとともに、湖沼水質保全計画の策定に当たって、指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとした。</p> <p>iii) 変更基本方針において、湖沼水質保全計画の策定に当たり、</p> <p>a) 湖沼特性を踏まえた望ましい湖沼の水環境及び流域の状況等に係る長期ビジョンを関係機関や関係者と共有すること、</p> <p>b) 将来における汚濁負荷量の推移を推計し、これに伴う指定湖沼の水質への影響を予測する際に、可能な限り指定地域内の水環境の状況や汚濁負荷発生源を的確に把握すること、</p> <p>c) 5 年を超える計画期間とする場合には、5 年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じ計画を見直すこと、</p> <p>d) 対策ごとに可能な限り定量的な目標を設定することとし、定性的な目標を設定した場合でも、具体的な実績を把握することにより、対策の効果は可能な限り定量的に評価できるようにすること</p> <p>等を定めた。</p> <p>③ 各種施策の推進状況</p> <p>i) 有効な非特定汚染源対策の検討及び着実な実施</p>
--	---

<p>と。</p> <p>ii) 汚水処理施設の整備、集合処理施設への接続の促進、高度処理化などについて、なお一層推進を図ること。</p>	<p>a) 改正湖沼法において、非特定汚染源から流出する汚濁負荷の削減を図るため、都道府県知事は流出水対策地区を指定し、流出水対策の実施のための指導等を行うことができることとされた。</p> <p>b) 環境省は、流出水対策地区制度の推進を図るため、モデル地区における非特定汚染源負荷を把握し、流出水対策推進モデル計画を策定することを目的とする調査の費用等を平成 18 年度予算に計上 (3,640 万円) した。</p> <p>c) 農林水産省は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 110 号) に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者 (エコファーマー) に対する金融・税制上の特例措置の支援策を引き続き実施した。</p> <p>また、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(以下「農業環境規範」という。)を策定し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知)を發出して都道府県知事等に周知した。これにより、補助事業等については農業環境規範を実践する農業者に対して講じていくことを基本とし、平成 17 年度においては、5 つの補助事業等の実施のための要綱、要領等にその具体的方法を定め、普及・定着を推進した。</p> <p>さらに、同通知により、「施肥基準の策定・見直しの指針」を改めて都道府県知事等に示し、環境保全に配慮した施肥基準の見直しを促した。</p> <p>d) 平成 17 年度に国土交通省、農林水産省及び環境省は、湖沼の水質保全を一層図るため、連携し、検討をした結果、非特定汚染源からの汚濁負荷に関する調査分析と非特定汚染源対策に係る事業実施に当たっての基本的考え方や留意点について取りまとめた。</p> <p>ii) 汚水処理施設に係る接続の促進、高度処理化等</p> <p>a) 汚水処理施設に係る接続の促進について</p> <p>国土交通省は、「下水道経営に関する留意事項等について」(平成 16 年 12 月 16 日付け国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知)を地方公共団体へ發出し、下水道への接続の徹底を要請した。</p> <p>農林水産省は、平成 18 年 3 月に「土地改良事業計画指針「農村環境整備」」(平成 13 年 8 月 31 日付け 13 農振第 1466 号農林水産</p>
---	---

<p>④ 排出量取引などの経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討の推進を図ること。</p>	<p>省農村振興局長通知)を改正し、農業集落排水事業の計画の策定と合わせて速やかな接続の達成策を検討することを同指針の中に位置付けた。</p> <p>b) 高度処理化の推進について 農林水産省は、農業集落排水施設の改築及び高度処理化推進のための計画策定等への支援を行う遠隔監視等を活用した高度処理促進事業を平成 18 年度から実施する(平成 18 年度予算額 1 億 2,500 万円)こととした。</p> <p>c) 単独処理浄化槽の撤去について 環境省は、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、水質汚濁対策が必要な地域における合併処理浄化槽の設置の際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用について、平成 18 年度から助成の対象とした(内閣府及び環境省において予算計上(平成 18 年度における浄化槽整備事業総額 264 億 2,902 万円の一部)。</p> <p>④ 排出量取引などの経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討</p> <p>i) 平成 17 年 6 月の下水道法の改正により、国土交通省は、流域別下水道整備総合計画制度を見直し、流域全体で高度処理を協力して行う手法(一方の下水道管理者が他方の下水道管理者の窒素又はりん削減目標量の一部を肩代わりする場合、その費用の一部は肩代わりされた下水道管理者が負担することとする制度)を導入した。</p> <p>ii) 環境省は、米国や欧州諸国における水質保全分野に係る経済的手法やその効果等についての調査を行うとともに、その論点や検討の方向性についての整理等を行った。</p>
---	--



○ 留学生の受入れ推進施策に関する政策評価（総合性確保評価）

（平成 17 年 1 月 11 日公表）

【関係行政機関】 文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 留学生の受入れ推進施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 昭和 58 年に立てられた 10 万人の留学生受入れの目標は、平成 15 年に既に達成済み</li> <li>② 国費留学生数及び留学生数に占める国費留学生の割合とも、先進諸国に比べ高い水準</li> <li>③ 国費留学生の受入れの拡充が私費留学生受入れの増加を牽引するという状況は必ずしも明らかではない。</li> <li>④ 私費留学生数が国費留学生数の 10 倍以上の国と 2 倍以下の国に二極分化</li> <li>⑤ 国費留学生は、特定の国の割合が高い。</li> <li>⑥ 全体として学業成績等質が低下しており、学位を取得できない者や不法残留者が増加</li> <li>⑦ 質の向上を図るための方策として、日本語能力に重点を置いた留学生の選考の改善、私費留学生に対する学習奨励費の改善等を求める意見多数</li> <li>⑧ 大学等による職業紹介を希望する者が多いにもかかわらず、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携が十分とはいえない。</li> </ol> <p>○ 意見</p> <p>今後は、厳しい財政状況も考慮しつつ、国費の使用については質の向上へ重点を移すことが必要</p> <p>この観点から、次の課題を指摘するとともに、具体的方策として検討が必要と考えられるものを参考として例示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国費留学生については、役割、規模、国別割合及び選考・受入れ過程を見直す（後発開発途上国については、相手</li> </ol>	

<p>国の事情に応じて一定の配慮) こと (具体的方策の例示) [国費留学生について]</p> <p>i) その主たる役割を私費留学生の呼び水から優秀な留学生の確保重視に移行</p> <p>ii) 支援策の規模の拡大を抑制するとともに、国別割合の見直し(後発開発途上国については、相手国の事情に応じて一定の配慮)</p> <p>iii) 選考方法の改善及び推薦された者と受入れ機関との事前調整の充実</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>[国費留学生に関する措置]</p> <p>i) 国費留学生については、文部科学省及び外務省において、下記のような選考方法の改善等を行い、優秀な留学生の確保に努めている。</p> <p>ii) 国費留学生の規模については、現下の厳しい財政事情の下、新規受入数は、文部科学省の平成17年度予算で5,263人(対前年度20人増)、18年度予算で5,273人(対前年度10人増)と増加する一方、予算額は17年度予算で229億円(在学の留学生数の減少を見込み対前年度4億円減)、18年度予算で227億円(留学生1人当たりの奨学金の額の縮減により対前年度2億円減)と減少した。</p> <p>国費留学生(平成16年度在学者数9,804人、17年度同9,891人)の国別割合については、平成17年度は上位2か国(中国、韓国)の割合が27.8%、上位5か国(中国、韓国、タイ、インドネシア、ベトナム)の割合が45.8%となり、15年度(上位2か国29.5%、上位5か国46.8%)、16年度(上位2か国28.9%、上位5か国46.7%)に比べ、上位2か国、5か国の割合とも低下している。</p> <p>さらに、平成18年度の大使館推薦の研究留学生については、文部科学省及び外務省において、</p> <p>i) 外交的重要性を増している中東地域を重視(9か国10人増)、ii) 日本語教育が盛んになっている中央アジア地域等を重視(7か国8人増)、iii) 受入実績のない国について在外公館から新規受入要望があった場合の対応拡大(3か国3人増)、iv) 17年度の応募倍率が低い国について採用枠を削減(10か国15人減)との方針の下、採用枠を見直した。</p> <p>iii) 国費留学生の選考方法の改善については、文部科学省及び外務省において、</p> <p>a) 大使館推薦の研究留学生の平成18年度募集に際して、応募者の基礎学力(大学での成績)及び全世界共通の語学試験結果(日本語、英語)に最低合格ラインを新たに設定するとともに、在外公館における選考において、従来からの取組を徹底し、原則として現地学識者等の外部委員を加えた選考委員会を設置して選考を実施し、選考における透明性を確保する等、選考方法を改善し、質の確保に努めている。</p> <p>b) 本邦の大学が推薦した国外からの留学生の採用について、平成18年度から、一層の質の確保を図るため、文部科学省は、国公私立大学を通じた一斉公募により行うこととし、より競争的な採用方法を導入している。</p> <p>c) 本邦の大学が推薦した国内の私費留学生から</p>
---	--

<p>② 私費留学生については、質の向上を図りつつ、効率的にそれが達成されるよう、支援の在り方を見直すこと (具体的方策の例示) [私費留学生について]</p> <p>i) 学習奨励費の一律支給方式の見直し</p> <p>ii) 学習奨励費の支給に当たって日本留学試験(独立行政法人日本学生支援機構が実施)の活用</p> <p>iii) 入国管理局の厳格な入国審査の維持</p> <p>[国費留学生・私費留学生共通の措置] ○ 大学等と入国管理局の連携の強化</p>	<p>の採用について、文部科学省は、留学生受入れの現状にかんがみ、より適切な採用方法及び教育費の支給の在り方等を検討しているところである。</p> <p>また、文部科学省は、大学の学部に進学予定の留学生に対して、渡日後1年間の予備教育を実施しているが、平成17年度から、予備教育における評価をより厳密に行い、成績不良等によりその課程の修了が不可と判定される者については、大学進学を認めず、帰国させる措置を講じた。</p> <p>さらに、国費留学生として推薦された者と受入れ機関との事前調整の充実を図るため、文部科学省及び外務省は、大使館推薦の研究留学生の平成18年度募集から、</p> <p>a) 在外公館による第1次選考に合格した者のみが受入内諾書の入手等の手続を進められること、</p> <p>b) 大学が研究生としての受入内諾を出す際には教員個人ではなく研究科・専攻コース等で組織としての承諾を得ることを原則とすることについて大学等に周知し、国費留学生の採用までのプロセスを明確化した。</p> <p>[私費留学生に関する措置]</p> <p>i) 文部科学省は、学習奨励費の見直しについて、学業成績を重視する観点から、受給者の選定方法について、前年度に取得した単位のみを対象とする評価方式から、前年度に履修登録した全科目を対象とし、履修したが取得不可であった科目や途中で履修放棄した科目も評価対象とする方法に平成17年度から変更した。</p> <p>さらに、学習奨励費の支給金額の見直しについては、その検討のため、私費外国人留学生の生活実態等の調査を実施している。</p> <p>ii) 文部科学省は、学習奨励費の支給に当たって、日本留学試験の活用を図る観点から、同試験で優秀な成績を修めた者に対する学習奨励費の予約について、平成17年度から年間予約者数を1,000人に増やした(前年度800人)。</p> <p>iii) 法務省入国管理局は、入国審査について、平成15年11月から留学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無をより厳正に審査し、適正化を図っているところであり、今後とも厳格な入国審査を維持していくこととしている。</p> <p>[国費留学生・私費留学生共通の措置] ○ 文部科学省及び法務省は、大学等と入国管理局</p>
---	--

<p>(大学等からの入国管理局への中途退学者等の迅速な通報及び大学等からの中途退学者及び卒業者への帰国指導)</p> <p>③ 留学生の我が国社会における活動の場を確保するための支援 (具体的方策の例示) [国費留学生・私費留学生共通の措置] ○ 外国人雇用サービスセンター(厚生労働省公共職業安定所の内部組織)と大学等との連携強化</p>	<p>の連携の強化を図る観点から、大学等から入国管理局への中途退学者等の迅速な通報及び大学等から中途退学者及び学卒者への帰国指導を行うため、退学した者、除籍された者や所在不明の者について、大学等から管轄の地方入国管理局へ半年に1回定期報告を行うこととしていたが、平成17年1月から、月1回の報告に改めた。</p> <p>また、不法残留者等が多く発生していたり、在学生が資格外活動違反等で摘発されるなど、在籍管理が適切であるとは認められない大学等に対しては、法務省入国管理局でその在籍管理方法等について事情を聴取するなどして改善を指導している。</p> <p>[国費留学生・私費留学生共通の措置] ○ 文部科学省は、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携強化を図るため、留学生交流研究協議会(大学等の教員、事務職員及び関係省庁が留学生に関する諸問題を協議)や各種研修会等において、外国人雇用サービスセンターが提供する留学生の採用企業情報の利用を呼びかけている。</p> <p>あわせて、厚生労働省は、i)平成17年1月、大学等との連携の促進に関する文書「留学生の就職支援に関する大学等との連携の促進について」を各都道府県労働局あて発出、ii)17年5月、新たに「留学生に係る大学等就職担当者連絡会議」を開催(参加大学等37校)、iii)平成17年度においては、大学等での留学生向け就職ガイダンスを43回(参加者1,905人)開催(16年度は32回開催)、iv)大学等における就職担当者を対象としたセミナー等を開催した。</p> <p>以上の施策を通じ、外国人雇用サービスセンターを通じた就職成立件数は、平成15年度の148件(求職者数に対する成立率3.7%)から、16年度297件(対前年度101%増、成立率6.8%)、17年度321件(対前年度8%増、成立率6.3%)と増加している。</p>
--	--

- (注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 「関係行政機関」欄の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。
- 3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/kekatou\\_f.htm](http://www.soumu.go.jp/hyouka/kekatou_f.htm))

## 経済協力（政府開発援助）に関する政策評価（総合性確保評価）

### （注1） 国別援助計画の策定

国別援助計画の策定に当たっては、関係府省がそれぞれの所管に基づき関与。国別援助計画は、平成 18 年 3 月現在、次の 19 か国について策定済み。今後、30 か国程度まで拡充する予定。

・ バングラデシュ、タイ、ベトナム、エジプト、ガーナ、タンザニア、フィリピン、ケニア、ペルー、中国、マレーシア、カンボジア、ザンビア、チュニジア、ニカラグア、スリランカ、インドネシア、モンゴル、パキスタン（平成 16 年度以降、5 か国について策定又は改定。インド、ラオス、ウズベキスタン、エチオピア、カザフスタン、バングラデシュ、ガーナ、タイ、エジプト、フィリピンの 10 か国は策定・改定中）

（参考）「海外経済協力に関する検討会」報告書（平成 18 年 2 月 28 日）において、「海外経済協力会議（仮称）」を内閣に設置し、海外経済協力の重要事項を機動的・実質的に審議すること、円借款、技術協力、無償資金協力の連携をさらに強化するため、独立行政法人 国際協力機構（JICA）が一元的に実施することとされている。

### （注2） 被援助国や他の援助国・国際機関等との連携・調整の新たな取組事例

#### ○「EPSA for Africa イニシアティブ」

平成 17 年 6 月、我が国は G 8 財務大臣会合の場で、アフリカの民間セクター開発に関するアフリカ開発銀行グループとの共同イニシアティブ（EPSA for Africa）を発表。同イニシアティブの下、①アフリカ開発銀行との協調融資促進スキーム（5 年間で 10 億ドルを上限として円借款を供与）を導入（アフリカ開発銀行の知見を活かして資金供給の迅速化と効率化を図ることとしており、第一号案件に対する円借款を供与）、②アフリカ開発銀行内に信託基金（資金規模は 2 億ドルを目標）を立ち上げ、中小企業育成、金融機関の能力向上等のための技術支援を実施。

### （注3） NGO 関連予算の拡充

日本 NGO 支援無償予算	平成 16 年度 27 億円	→	17 年度 28.5 億円
草の根技術協力予算	平成 16 年度 15.8 億円	→	17 年度 19.5 億円

### （注4） 南南協力支援事業のこれまでの取組と成果（「ODAの点検と改善」（平成 17 年 12 月外務省）より）

- ① 「第三国研修（開発途上国が近隣諸国などから研修員を招聘し、現地事情に適合した技術研修を実施する事業）」 平成 14 年度 139 件 → 16 年度 194 件
- ② 「第三国専門家（協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業）」 平成 14 年度 109 人 → 16 年度 240 人

### （注5） 「政府開発援助に係る中期政策」（平成 17 年 2 月 4 日閣議報告）抄

#### 4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

##### (2) 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心に JICA、JBIC 等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地 ODA タスクフォース（以下、現地 TF）を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地 TF 及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地 TF が主導的な役割を果たすよう、現地 TF は、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地 TF の提言を尊重する。

- 〈具体的取組〉① 開発ニーズ等の調査・分析、② 援助政策の立案・検討、③ 援助対象候補案件の形成・選定、④ 現地援助コミュニティとの連携強化、⑤ 被援助国における我が国関係者との連携強化、⑥ 我

が国ODAのレビュー、⑦ 情報公開と広報

(注6) 現地ODAタスクフォースの設置国(平成15年3月以降、平成18年3月までに69か国で設置)

東アジア：インドネシア等11か国、南西アジア：インド等5か国、中央アジア及びコーカサス：ウズベキスタン等4か国、中東：アフガニスタン等8か国、アフリカ：ウガンダ等15か国、中南米：アルゼンチン等16か国、大洋州：パプア・ニューギニア等8か国、欧州：ブルガリア、ルーマニアの計69か国

なお、外務省は、平成17年度予算で現地機能強化のため現地の情勢の調査、ワークショップ開催等の経費として、約4,800万円を計上(平成16年度約2,900万円)

(注7) 援助の仕組み・手続きの柔軟性・弾力性の確保の具体的な取組事例

- 技術協力においては、中間評価や終了時評価等において、必要が認められる場合は、目標の修正や援助の期間延長、追加支援の実施の検討等、柔軟な措置を実施(JICAの実施する技術協力の例)。
- 有償資金協力においては、完成後の事業が効果の持続のために何らかの改善を要する場合、現地調査を行った上で、具体的な改善・解決策を提案する「援助効果促進調査」を実施。
- 無償資金協力においても、案件終了後おおむね2年目及び6年目のすべての案件について、現地での状況調査を実施し、改善の必要に応じフォローアップを実施。

(注8) ①「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について」(平成17年6月21日閣議決定)

<別表1>

(6) ODAの事業量の戦略的拡充と改革

ODAプロジェクトの成果について、費用対効果を含め第三者による客観的評価を行い、その結果を公表するとともに、ODA政策の企画・実施に反映させるサイクル(PDCAサイクル)を確立させる。

②「ODAの点検と改善」報告書(平成17年12月外務省) 抄

第4章 チェック体制の拡充

4. 企画・実施に着実に反映させるサイクルの確立

(2) フィードバック・メカニズムの導入

- ・ 現地タスクフォースにおけるODAレビューを行う際に、例えば、それまで外務省及び実施機関が行った評価の結果を踏まえ、如何なる取組を行っているか等についてもレビューを行う。
- ・ 事前の評価・調査等に「過去の評価・監査等の結果を踏まえての検討事項(仮称)」等の項目を盛り込むこととする。
- ・ 過去の評価の蓄積から得られる教訓を分析、類型化し、評価結果を活用しやすい仕組みを検討する。そのため、事後評価の報告形式についても改良する。過去の評価・監査等の結果が、企画立案で十分活用されたかどうかについてODA評価有識者会議にアドバイスを求めることも検討する。

5. 各府省庁が所管するODA事業

(略) さしあたって今年度より、関係府省庁の協力を得つつ、外務省が発行する評価報告書に掲載する内容として、各府省庁が行うODAの評価を紹介するだけでなく、政府全体としてどのような取組を行っているのかをわかりやすく掲載できるよう努めるとともに、更なるODA評価の改善に向けて努力していく方針である。

## 検査検定制度に関する政策評価（統一性確保評価）

府省名	廃止又は 廃止予定 の制度数	制度の 改変が 行われた 制度数	制度の改変がない制度数			小計 (共管制度 を除く単 独所管制 度数)	備考		
			コスト分 析を 実施 した 制度	コスト分析を実施 していない制度			他省と の共管 制度数	合計 (府省別 所管制 度数)	
				今後コ スト分 析を 実施 する こと と して いる 制 度	既に自己 確認等 して おり、 制度 の見 直し の中 で コス ト分 析を 実施 する こと と して いる 制 度				
総務省	1	1	4	1	5	12	2	14	
文部科学省	1	2	1	0	0	4	4	8	
厚生労働省	0	0	0	12	0	12	2	14	
農林水産省	0	1	7	3	1	12	1	13	
経済産業省	0	3	21	0	0	24	8	32	
国土交通省	1	9	6	33	0	49	6	55	
環境省	0	3	0	0	0	3	1	4	
小計	3	19	39	49	6	116			
共管制度	0	3	7	0	0	10			
合計	3	22	46	49	6	126			
			101						

(注) 1 「共管制度」は、検査検定制度が複数省の共管となっているものを表す。

2 制度の改変の有無については、平成16年4月2日から18年3月31日までの間である。

イ 評価の結果の政策への反映状況（その②）

○ リゾート地域の開発・整備に関する政策評価（総合性確保評価）

（平成 15 年 4 月 15 日公表）

【関係行政機関】総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）に基づき、主務省（総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）等が行う総合保養地域の整備の促進に関する政策を、総合的かつ計画的に進めていくことなどにより所期の効果を上げているかという観点から評価を実施</p> <p>○ 評価の結果 基本方針及びこれに沿った基本構想において想定されたようには特定施設の整備は進んでいない 等</p> <p>○ 意見</p> <p>① 本政策をこれまでと同じように実施することは妥当でなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要がある、そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意（承認）基本構想の徹底した見直しを行うことが必要</p> <p>② 同意（承認）基本構想の見直しについては、道府県において政策評価を行うことが望ましく、主務省としては、道府県における的確な政策評価の実施が図られるよう、所要の措置を講ずることが必要</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>○ 主務省が講じた措置</p> <p>① 基本方針の見直し 平成 16 年 2 月 25 日、総合保養地域整備法第 1 条に規定する整備に関する国の基本方針を全面的に変更した。 変更された基本方針においては、 i) 都道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直すこと。見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想を廃止すること、 ii) 総合保養地域の整備は、需要の見通しを踏まえ、整備の工程を明らかにした上で、時間管理概念を持って計画的に進めること、 iii) 都道府県においては、今後も政策評価を行い、同意基本構想を適時・適切に見直すものとする 等を掲げている。</p> <p>② 都道府県に対する措置 基本方針の変更について、平成 16 年 3 月 17 日に主務省担当局長名の都道府県知事あて文書（「総合保養地域整備法第 1 条に規定する整備に関する基本方針の変更について（通知）」）等により、基本方針の変更の趣旨及び内容について各都道府県に周知徹底を図るとともに、都道府県においてこれを踏まえて適切に同意基本構想が見直されるよう通知した。</p> <p>○ その後の状況</p>



	<p>これを受けて、平成17年度において、4県（愛媛県、高知県、岩手県及び埼玉県）の4同意基本構想が廃止されている。</p>
--	--